

ロンドン条約 96 年議定書国内対応事業費 39 百万円 (15 百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

廃棄物の海洋投棄に関する規制を強化したロンドン条約 96 年議定書の内容を踏まえ、海洋汚染防止法の改正が先の通常国会で行われ、5月に公布されたところ。新法施行(公布日より3年以内)までの間に、新制度の運用が速やかに開始できるよう体制を整えておくことが必要。

(1) 環境影響評価にかかる基礎情報の収集

廃棄物の海洋投入処分海域の現状を把握するための調査を実施。

(2) 審査業務に必要な情報の効率的整備・更新

審査に必要となる情報を統一的に管理し効率化を図る。

(3) 新制度の事業者等への情報提供・周知徹底

説明会の開催。許可申請、海洋監視等に必要な情報をホームページで提供。

2. 事業計画

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度～
環境影響評価ガイドラインの作成 等					
環境影響評価にかかる基礎情報の収集					
審査業務に必要な情報の効率的整備・更新					
新制度の事業者等への情報提供・周知徹底					

3. 施策の効果

ロンドン条約 96 年議定書に対応した国内制度等が整備され、国際的な責務を果たすとともに、海洋汚染の予防に資する。

ロンドン条約96年議定書国内対応事業費

実施事項		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度以降
整備 議定書に対応した国内体制の	海洋投入処分量削減努力の審査方法の確立	→				
	環境影響評価ガイドラインの作成	→				
	モニタリングガイドラインの作成	→				
な改 許正 可海 制洋 度汚 染防 止法 体制 による 整備新 た	環境影響評価にかかる基礎情報の収集		→			
	審査業務に必要な情報の効率的整備・更新		情報の整備	→	情報の更新	→
	新制度の事業者等への情報提供・周知徹底		事前の説明会	→	ホームページコンテンツの更新	→
			ホームページコンテンツの作成	→	ホームページコンテンツの更新	→

許可申請受理開始(予定)